

# 信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権

## 信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

2024年度末の不良債権額は、100億90百万円となり前年度末と比較して7億99百万円増加いたしました。また、不良債権比率は4.42%となり、前年度末と比較して0.27ポイント上昇しました。

不良債権に対しましては、91億49百万円を保全額として計上しておりますが、それ以外に正常債権に対しましても貸倒引当金6億05百万円を別途計上するなど万全な引当を行っています。

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	393	873
危険債権	7,410	7,989
要管理債権	1,487	1,228
三月以上延滞債権	—	1
貸出条件緩和債権	1,487	1,226
小計(A)	9,291	10,090
保全額(B)	7,896	9,149
個別貸倒引当金(C)	1,487	2,016
一般貸倒引当金(D)	266	214
担保・保証等(E)	6,143	6,918
保全率 (B)/(A) (%)	84.98	90.67
引当率((C)+(D))/((A)-(E)) (%)	55.69	70.34
正常債権(F)	214,508	218,157
総与信残高(A)+(F)	223,809	228,247

- (注) 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。  
 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。  
 3.「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。  
 4.「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。  
 5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。  
 6.「個別貸倒引当金(C)」は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。  
 7.「一般貸倒引当金(D)」には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、要管理債権の債権額に対して引当てた額を記載しております。  
 8.「担保・保証等(E)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。  
 9.「正常債権(F)」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。  
 10.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未取利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)です。